

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染予防について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、このたび、オミクロン株への置き換わりに伴い、10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、オミクロン株の感染性、伝播性が高い等の現時点までに得られた知見などの現下の状況を踏まえ、学校園内での感染拡大防止対策の強化・徹底を進めています。

保護者の皆さまにおかれましては、引き続き、園児児童生徒（以下「児童等」という。）への、マスク着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康観察の徹底

引き続き、毎朝、必ず体温計を使用して、お子さまの体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

2 マスクの着用の徹底

登校園時には、家を出るときからマスクを着用させるようお願いいたします。

3 児童等に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

① 発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げするため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までには学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外（風邪や感染性胃腸炎等）の診断がなされた場合は、診断日以降にお休みされた日は欠席となります。

② 学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則としてきょうだいも含めて下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡しますので、児童等を迎えに来ていただくようお願いいたします。

③ 児童等に発熱等の風邪症状がある場合は、必ず医療機関を受診していただくようお願いいたします。その際には医療機関が診療可能かを事前に電話でご確認ください。

4 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）や学校園での感染が不安な場合

児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等は学校園への登校園は控えていただき、自宅での健康観察をお願いします。（健康観察カードには①を記入してください）この場合であっても欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

また、学校園での感染が不安で欠席させたい場合は、各学校園へご相談ください。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の①から④に該当する場合は、下記連絡先へ連絡のうえ、保健所又は医療機関から指定された期間は学校園をお休みください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

- ① 児童等又は同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ② 児童等が濃厚接触者に特定された場合
- ③ 同居する家族が濃厚接触者に特定された場合（陰性が確認されるまで或いは自宅待機が解除されるまで）
- ④ 児童等又は同居する家族が濃厚接触者には当たらないが、保健所又は医療機関による PCR 検査又は抗原検査等を受けた場合（陰性が確認されるまで）

【連絡先】 ○平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 ・ ・ ・ ・ ・ 在籍する学校園

○上記以外の時間帯（早朝、夜間、休日） ・ ・ ・ ・ ・ 090-5671-5615

6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

7 学校園における教育活動

マスクの着用を徹底するとともに、感染リスクが高いとされている活動は原則として中止します。

8 児童等及び教職員に感染を確認した場合の公表の基準

児童等及び教職員が感染した場合、原則として、感染者の在籍する学年及び人数を保護者へお知らせします。ただし、学校の規模や感染状況等から、感染者の学年を公表すると個人が特定される可能性が高いと学校園長が判断した場合は、学校園内の感染者数のみ公表します。

9 臨時休業の判断基準及び公表の基準

従来は、複数の感染者が発生した場合に学級閉鎖を実施していましたが、学びの保障の観点から、文部科学省の基準により、以下のとおりとします。

学校園の臨時休業については、まずは学校園長が感染者及び濃厚接触者を出席停止としますが、これにとどまらず、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっている恐れのある範囲に応じて、学校園長と教育委員会が協議のうえ、学級や学年単位など、必要な範囲において臨時休業を実施するよう変更します。

なお、臨時休業を実施する場合は、該当する学年、組を在籍する学校の保護者へ通知します。

10 新型コロナウイルス感染症に係る宝塚市教育委員会対処方針

市のホームページで公表しています。右側の QR コードからご覧ください。

11 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学 事 課（電話 0797-77-2366）

学校教育課（電話 0797-77-2028）

